

水稲初期病害虫防除薬剤・ 麦の赤かび病防除薬剤、補助します

市では、水稲および麦の安全性を確保し生産安定を図るため、箱苗薬剤および麦の赤かび病防除用薬剤を使用した農業者、生産集団に対し、購入代金の一部を補助します。

なお、補助の対象は、生産調整個人目標を100%達成した農業者および生産集団などとなります。

補助金の交付を希望される方は、下記提出期限までに所定の

スズメバチの巣駆除、補助します

市では、スズメバチの巣を害虫駆除業者に依頼して駆除した場合に限り、駆除代金の一部を次のとおり補助しています。

▼補助額
駆除に要した費用の1/2
(ただし、上限5000円)

▼対象者
市内にスズメバチが営巣した住居や土地・一般住宅(賃借)を所有している個人(事業者は除く)で、世帯内に市税などを滞納していない方

▼申請方法
駆除1カ月以内に、次の書類を提出してください。(郵送可)

申請書を産業経済課窓口へ提出してください。ただし、茨城みなみ農協から購入した場合は、農協から一括申請となりますので、申請書を提出する必要はありません。

▼申請期限
7月27日(金)

◎水稲

▼補助対象の範囲
・転作、休耕および青刈り稲の面積は補助に含みません。

①申請書(生活環境課にあります)
※市ホームページからもダウンロードできます。

②ハチの巣駆除前と駆除後の写真
③駆除業者からの領収書(日付入り)
④補助金の振込先銀行など口座番号がわかるもの(ゆうちょ銀行不可)

⑤印鑑(認め印可)
※市や消防署では、ハチの巣駆除を行っていません。
※補助対象は、スズメバチの巣のみです。

申請 谷和原庁舎生活環境課
☎58・2111(内線8137)

・加工用米の面積は補助に算入
します。

・薬剤の使用量は10アール当たり1キログラムを上限とします。

▼補助率

消費税を除く20%

◎麦

▼補助対象の範囲

・薬剤の使用量は10アール当たり1キログラムまたは1リットルを上限とし、未収穫分の作付面積は対象外とします。

▼補助率

消費税を除く10%

※1キログラムまたは1リットル当たり10000円を超えない範囲とする。

申請 谷和原庁舎産業経済課
☎58・2111(内線8157)

市単機械・施設整備事業費、 補助します

市では、農業の生産性の向上

および農業経営の安定と効率化を図るため、生産組織などが行う農機具および施設整備に対し、予算の範囲内で購入代金の一部を補助します。

補助の対象組織は、農家3人以上で組織されている農業生産組織で、生産調整を達成していることとなります。

浄化槽をお使いの皆さんへ

浄化槽は、微生物などの働き

を利用して水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理(保守点検・清掃)と定期検査(法定検査)が必要であり、法律により実施が義務付けられています。

適正な維持管理と定期検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう皆さんのご協力をお願いいたします。

■保守点検

浄化槽内の機器、送風機やイマーなどの点検調査を行います。

また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならない

ようにするのも重要な作業です。

10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3〜4回行う必要があります。

県に登録している保守点検業者に委託してください。

■清掃

浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。

年に1回以上(全ばつ気方式は6カ月に1回以上)行う必要があります。

常設衛生組合の許可を受けた清掃業者に委託してください。

■法定検査

浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。

最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3〜8カ月以内に行う必要があります、その後は毎年1回受ける必要があります(検査は有料です)。

県指定検査機関である(社)茨城県水質保全協会(☎029・291・4004)に申し込みをしてください。

申請 谷和原庁舎産業経済課
☎58・2111(内線8157)

問 谷和原庁舎上下水道課
☎58・2111(内線8211)
茨城県生活環境課 ☎029・301・2966